

正誤表

誤記及び調査対象機関からの訂正の報告がありましたので、下記のとおり訂正いたします。（下線部分）

＜本文＞

○P 7 表 8 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

（正）

不開示情報の区分		不開示情報に該当（比率）		存否応答拒否（比率）	
		152, 842		319	
内訳	第 1 号 個人に関する情報	120, 638	(78. 9)	159	(49. 8)
	第 1 号の 2 <u>匿名</u> 加工情報等	50	(0. 0)	0	(0. 0)
	第 2 号 法人等に関する情報	130, 313	(85. 3)	126	(39. 5)
	第 3 号 国の安全等に関する情報	1, 810	(1. 2)	17	(5. 3)
	第 4 号 公共の安全等に関する情報	5, 218	(3. 4)	33	(10. 3)
	第 5 号 審議、検討等に関する情報	1, 833	(1. 2)	4	(1. 3)
	第 6 号 事務又は事業に関する情報	9, 815	(6. 4)	70	(21. 9)

（誤）

不開示情報の区分		不開示情報に該当（比率）		存否応答拒否（比率）	
		152, 842		319	
内訳	第 1 号 個人に関する情報	120, 638	(78. 9)	159	(49. 8)
	第 1 号の 2 <u>非識別</u> 加工情報等	50	(0. 0)	0	(0. 0)
	第 2 号 法人等に関する情報	130, 313	(85. 3)	126	(39. 5)
	第 3 号 国の安全等に関する情報	1, 810	(1. 2)	17	(5. 3)
	第 4 号 公共の安全等に関する情報	5, 218	(3. 4)	33	(10. 3)
	第 5 号 審議、検討等に関する情報	1, 833	(1. 2)	4	(1. 3)
	第 6 号 事務又は事業に関する情報	9, 815	(6. 4)	70	(21. 9)

○P 8 本文 12、14 行目

（正）

令和 4 年度において第三者に対して意見書の提出の機会を付与した事案は、表10のとおり、法第13条第 1 項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（任意的意見聴取）が4, 054件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが3, 882件あり、法第13条第 2 項に基づいて意見書の提出の機会を付与（必要的意見聴取）し、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが 1 件あった。

(誤)

令和4年度において第三者に対して意見書の提出の機会を付与した事案は、表10のとおり、法第13条第1項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（任意的意見聴取）が4,053件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが3,882件あり、法第13条第2項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（必要的意見聴取）が2件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが1件あった。

○ P 8 表 10 第三者に対する意見書提出の機会の付与等の状況

(正)

	法第13条第1項に基づき意見書の提出の機会を付与 (任意的意見聴取)				法第13条第2項に基づき意見書の提出の機会を付与（必要的意見聴取）			
		意見書の提出				意見書の提出		
			反対する旨の意見書				反対する旨の意見書	
			3項通知				3項通知	
令和4年度 (比率)	<u>4,054</u> (100)	<u>3,982</u> (98.2)	3,882 (95.8)	3,712 (91.6)	<u>1</u> (100)	<u>1</u> (100)	1 (100)	1 (100)
令和3年度 (比率)	4,673 (100)	4,570 (97.8)	4,207 (90.0)	3,961 (84.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

(誤)

	法第13条第1項に基づき意見書の提出の機会を付与（任意的意見聴取）				法第13条第2項に基づき意見書の提出の機会を付与（必要的意見聴取）			
		意見書の提出				意見書の提出		
			反対する旨の意見書				反対する旨の意見書	
			3項通知				3項通知	
令和4年度 （比率）	<u>4,053</u> (100)	<u>3,981</u> (98.2)	3,882 (95.8)	3,712 (91.6)	<u>2</u> (100)	<u>2</u> (100)	1 (<u>50.0</u>)	1 (<u>50.0</u>)
令和3年度 （比率）	4,673 (100)	4,570 (97.8)	4,207 (90.0)	3,961 (84.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

<行政機関別内訳表>

○ 8 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(正)

行政機関名	第三者に対する意見書提出の機会の付与等							
	13条1項に基づき意見書の提出の機会を付与 (任意的意見聴取)				13条2項に基づき意見書の提出の機会を付与 (必要的意見聴取)			
	意見書の提出	反対する旨の意見書			意見書の提出	反対する旨の意見書		
		3項通知				3項通知		
(略)								
国 税 庁	3	3	0	0	0	0	0	0
(略)								
計	4,054	3,982	3,882	3,712	1	1	1	1

(誤)

行政機関名	第三者に対する意見書提出の機会の付与等							
	13条1項に基づき意見書の提出の機会を付与 (任意的意見聴取)				13条2項に基づき意見書の提出の機会を付与 (必要的意見聴取)			
	意見書の提出			反対する旨の意見書 3項通知	意見書の提出			反対する旨の意見書 3項通知
(略)								
国 税 庁	2	2	0	0	1	1	0	0
(略)								
計	4,053	3,981	3,882	3,712	2	2	1	1